

前期基本計画(章の構成)

序章 計画の基本的な考え方

- 前期基本計画の位置づけや目標年次などの基本的な考え方を掲げる。

第1章 根幹となるべき施策

- 基本構想で定めた5つの基本目標を推進するための、基本的な方向性を掲げる。

第2章 地方版総合戦略【新規】

- 第1章の「唐津市の根幹となるべき施策」を基本とし、まち・ひと・しごと創生法に基づく、第3期唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略として取り組む施策を掲げる。

第3章 それぞれの特色を活かす地域別計画

- 本市を5つの地域に区分し、各地域ごとの特徴や課題を整理するとともに、固有の特性に応じたまちづくりの方向性を掲げる。
- また、本市の特色のひとつである離島振興に関する方向性を掲げる。

前期基本計画の構成

【新規】新たに章立てした項目

第2章 地方版総合戦略

- 第3次唐津市総合計画と第3期唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定したことから、総合戦略としての取組を掲げる必要があったため新たに章立てした。

第2次唐津市総合計画（前期・後期 基本計画）

序章 計画の基本的な考え方

第1章 唐津市の根幹となるべき施策

第2章 それぞれの特色を活かす地域別計画



第3次唐津市総合計画（前期 基本計画）

序章 計画の基本的な考え方

第1章 唐津市の根幹となるべき施策

第2章 地方版総合戦略【新規】

第3章 それぞれの特色を活かす地域別計画

前期基本計画の構成

序章 計画の基本的な考え方

➤ 第2次唐津市総合計画の考え方を引き継ぎ、次の5項目で構成する。

1. 計画の位置付け

- 基本計画の役割について説明する。
→ 基本構想で掲げた「めざすまちの姿」を実現に向けて取り組む主要な施策を体系化

2. 計画の目標年次

- 目標年次は、2029(R11)年度とする。
- 計画の期間は、2025(R7)年度から2029(R11)年度までの5年間とする。

3. 計画のフォローアップ

- 取組の実施によりもたらされる市民の便宜(アウトカム)を評価分析しながら、単位施策の概要や目標設定などについて、必要に応じて見直しを図っていく。

4. 計画の見方

- 第1章から第3章までの、各章の概要を説明する。

5. 計画体系図

- めざすまちの姿、基本目標、基本施策の計画体系図を掲載する。

前期基本計画の構成

第1章 根幹となるべき施策(資料3:P6~61)

➤ 基本施策について掲載

第1章. 根幹となるべき施策

基本目標 1 みんなの力で 安全で安心して暮らせる 多様性のあるまちへ

基本目標 1 みんなの力で安全で安心して暮らせる多様性のあるまちへ

基本施策1-1 市民生活を守る消防・救急体制の強化

めざす姿

激甚化する自然災害及び複雑多様化する災害に備え、ひと・地域・消防の相互の連携強化を推進することで防災意識を向上し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

現状

- ① 住宅用火災警報器の設置率(R5.6.1 現在)は、佐賀県が72.8%で全国45位、唐津市は67%と低迷しており、火災時の逃げ遅れによる死者の発生が危惧されます。
- ② 火災発生時に人命危険の高い防火対象物や事故が発生した場合に甚大な被害が予想される危険物施設に対し、是正指導を行い、市民の安全安心を確保しています。
- ③ 傷病者の救急搬送については、細心の注意を払い実施しているものの、救急件数の急激な増加に伴い、安全性の低下が懸念されます。
- ④ 救命講習会の受講者数は、コロナ禍が明け増加傾向にあるものの、以前の水準に戻っていない状況です。
- ⑤ 消防団員の高齢化が進むことで、消防団全体の災害対応能力が低下するおそれがあります。

課題

- ① 住宅用火災警報器の設置義務化や効果について、市民の認知度向上のために広報の仕方についての見直しが必要です。
- ② 火災発生時に人命危険の高い防火対象物や事故が発生した場合に甚大な被害が予想される危険物施設への指導を行うにあたり、予防行政に関する専門的な知識を有する職員の育成が必要です。
- ③ 救急件数の増加に伴い、安全性の向上及び救急隊員の身体的負担軽減を行うことが急務です。
- ④ 市民に対し、救急車が到着するまでに、適切な応急手当を実施することの重要性を再認識してもらい、普通・上級救命講習受講者を増加させることが必要です。
- ⑤ 消防団の活動と地域のつながりが薄くなることで、いざという時の災害対応が困難になる恐れがあり、消防団員数の維持、確保が課題です。

単位施策

| 単位施策 | 主な取組み | 数値目標 | |
|-----------------|--|---------------------------------|---------|
| | | 現状(R5) | 目標(R11) |
| 火災予防の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅用火災警報器取付け・交換支援事業を軸に住宅用火災警報器普及啓発活動を推進する。 ● 予防行政に関する専門的な知識を有する職員の育成を推進する。 | 住宅用火災警報器設置率 67% | 85% |
| 消防・救急活動体制の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 救急活動の安全性向上を推進する。 ● 救命講習受講の重要性をPRし、受講者数の増加を図る。 | 普通・上級救命講習人口1万人あたりの受講者数 17.9人 | 29.6人 |
| 消防団活動の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団の人員確保のためのPR活動を積極的に実施する。 ● 消防団がより地域に根付くような取組みや訓練の実施を推進する。 | 消防団員の確保率 84.64% | 100% |

多様な主体の活躍

| 市民・個人 | 地域 | 企業・団体 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 火災予防に関心を持ち、住宅用火災警報器の設置、維持管理をします。 ● 一次救命処置に関心を持ち、普通・上級救命講習を受講します。 ● 消防団に参加・協力します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で住宅用火災警報器の普及啓発をします。 ● 地域で救命講習会受講の啓発を行い、地域で住民を守ります。 ● 消防団を理解し、協力します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設等は、普段より応急処置を必要とするケースが多い事を認識し、積極的に受講を進めます。 ● 消防団を理解し、従業員の活動を支援します。 |

個別計画

- 唐津市消防本部住宅用火災警報器設置等推進計画
- 唐津市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱
- 唐津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

前期基本計画の構成

第1章 根幹となるべき施策(資料3:P6～61)

➤ 根幹となるべき施策に関する各項目の考え方(1)

基本目標

- 本市がめざすまちの姿を実現するために掲げた目標

基本施策

- 基本目標を推進するための基本的な方向性を示した施策

めざす姿

- 基本施策に掲げる取組の実施により、市民やまちに対してどのような成果をもたらしたいのかを、めざす姿として掲げたもの

現状

- 基本施策を取り巻く情勢や、第2次唐津市総合計画における施策の取組状況など

課題

- 基本施策の現状等を踏まえ、めざす姿を実現するために解決すべき課題を整理

前期基本計画の構成

第1章 根幹となるべき施策(資料3:P6～61)

➤ 根幹となるべき施策に関する各項目の考え方(2)

単位施策

- 課題解決に向け、計画期間において集中的に取り組む施策

主な取組

- 単位施策に関する主な取組方針

数値目標

- 単位施策ごとに、計画期間において目指す具体的な目標及び目標を数値化したもの

多様な主体の活躍

- 【市民・個人】【地域】【企業・団体】の各主体が、めざす姿の達成に向けて、それぞれが担うことができる役割

個別計画

- 単位施策を具体的に推進するために定めている基本計画や実施計画、実行計画や中長期ビジョンなど

前期基本計画の構成

第2章 地方版総合戦略(資料3:P62~71)

➤ 総合戦略の概要

総合戦略の位置付け

- 施策の効果・検証を効率的に行うために、第3次唐津市総合計画と第3期唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定しており、総合計画に掲げた施策を基本とし、計画期間において人口減少・少子高齢化に対応するために取り組むべき施策をまとめたもの

総合戦略の計画期間

- 計画期間は、2025(R7)年度から2029(R11)年度までの5年間とする。

総合戦略の基本目標

- 国と佐賀県の総合戦略の主旨を踏まえ、4つの基本目標を定め人口減少社会への対応と地方創生に取り組む。

| | |
|-------|------------------------|
| 基本目標1 | 多様な産業の調和による「しごと」の創生 |
| 基本目標2 | 地域資源の輝きが生み出す「ひとの流れ」の創生 |
| 基本目標3 | 若い世代の希望実現による「みらい」の創生 |
| 基本目標4 | 市民の力を最大限に引き出す「まち」の創生 |

前期基本計画の構成

第2章 地方版総合戦略(資料3:P62～71)

基本目標と主な取組

3. 基本目標と主な取組み

基本目標1. 多様な産業の調和による「しごと」の創生

多くの人が生きがいを持って働くことができる環境を整備しつつ、企業や事業者の新しい技術開発などを支援することで地域経済の活性化と働く場を増やします

施策

① 新しい仕事と雇用の創出

- 産官学が連携し創業希望者の発掘や総合的な支援を行うことで気軽に創業できる環境を作るなどして新たな就業機会の創出を図ります。
- ウィズコロナ・ポストコロナにおけるデジタルを活用した新しい働き方の推進やワークライフバランスに配慮した雇用の創出を支援します。
- 急速に進んだテレワークに代表される居住地を問わない柔軟な働き方の推進の機運を逃さず、唐津の地域資源を活かした戦略的な企業誘致を展開します。

② 既存の仕事と雇用の充実

- 意欲ある農林水産業者の育成と、地域の特色を活かした唐津の農林水産物の魅力を発信やデジタルを活用した生産性向上のための技術革新を支援します。
- 地域の雇用や経済を支える中小企業・小規模事業者について、各種助成の実施や相談サポート体制の充実により創業支援、事業機会拡大や持続的発展に向けた支援を行います。
- 消費者のニーズとのマッチングによる市内小売業者の魅力や強みを活かした事業展開などにより、地域内での経済の好循環を生み出すための支援を行います。

主な取組み

| 施策 | 施策に該当する基本施策(基本計画) | 主な取組み | 基本計画 関連ページ |
|--------------------|----------------------------------|------------------|---------------|
| ①新しい仕事と雇用の創出 | 2-1 地域資源の魅力アップによる販路拡大 | 唐津産品販路拡大の推進 | 19 |
| | | コスメティック関連産業の振興 | 19 |
| | 2-2 地域経済を活性化させる商工業振興と持続的な成長・創業支援 | 商店街及び中心市街地の活性化 | 21 |
| | | 創業者の創出及びフォローアップ | 21 |
| | 2-3 新しいにぎわいを生み出す産業の立地促進 | 製造業系企業誘致の推進 | 23 |
| 事務系企業誘致の推進 | | 23 | |
| 2-5 後継者が育つ農林水産業の振興 | 後継者・担い手の育成(農業) | 27 | |
| | 後継者・担い手の育成(林業) | 27 | |
| | 新規漁業者の育成 | 27 | |
| ②既存の仕事と雇用の充実 | 2-2 地域経済を活性化させる商工業振興と持続的な成長・創業支援 | 中小企業・小規模企業の活性化 | 21 |
| | | 脱炭素化による産業競争力強化 | 21 |
| | 2-6 持続可能な農林水産業の振興 | 担い手への農地利用の集積、集約化 | 27 |
| 漁獲量の維持 | | 27 | |

- 基本目標1～4について、基本目標ごとに施策の方向性と「主な取組み」を掲載
- 「主な取組」は、総合計画に掲げた施策のうち、総合戦略の取組として適合するものを紐づけて整理

前期基本計画の構成

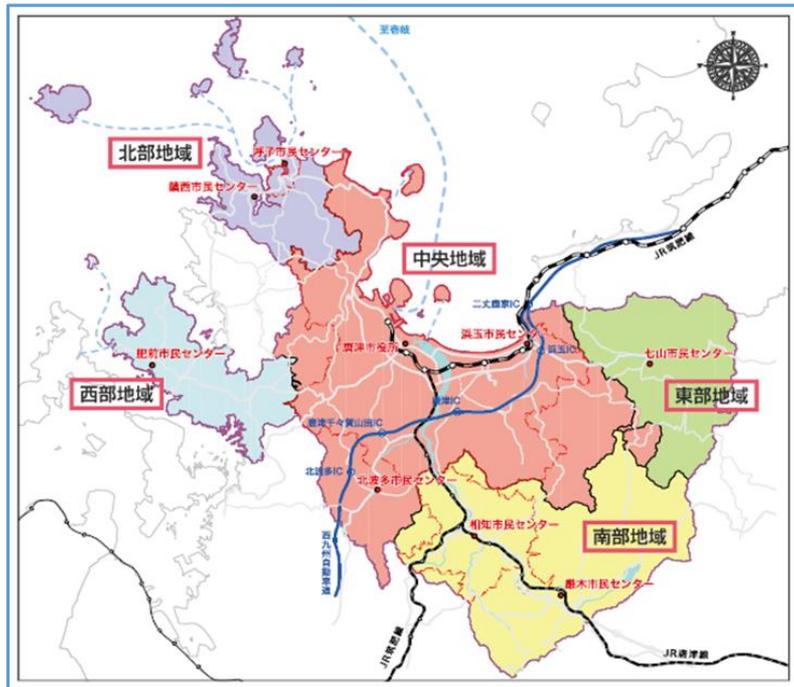
第3章 それぞれの特色を活かす地域別計画(資料3:P72~79)

地域別計画の役割

- 地域別計画では、各地域における課題を整理し、取組の方向性を掲げる

地域区分等の設定

- 5つの地域区分(中央・東部・南部・西部・北部)で地域計画を掲げる。
- また、本市の特色のひとつである離島振興に関する方向性について掲げる。



[参考]地域区分図



[参考]離島位置図